

平成 30 年度

掛川市営住宅の入居のご案内

1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集团地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

原則、毎月 1 回入居できる空家がある場合募集します。

募集团地発表日

毎月 10 日 ~

受付期間

毎月 14 日~18 日

仮当選された方は 7 ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約 2 か月後に入居が可能となります。

1-2 募集团地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉 土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(053) 455-2366

西部地区の県営住宅とあわせてご案内します。

(053) 489-9411

ポルトガル語による音声案内

〈ホームページ〉 <http://www.sjkk.or.jp/>
〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社

検索

1-3 申込み方法

「市営住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ 2 枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

〈注意事項〉

- ① 申込資格をご確認ください（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します。団地・タイプを必ず記入してください。
※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは 1 世帯 1 住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記 1-1 の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記 1-1 の受付時間は
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで
（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 申込みから入居までの手続きの流れは、
2、3 ページをご覧ください。

1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12 番 1 号
（県浜松総合庁舎 9 階）

静岡県住宅供給公社 西部支所

電話(053)455-0025、FAX(053)455-2344

西部支所案内図



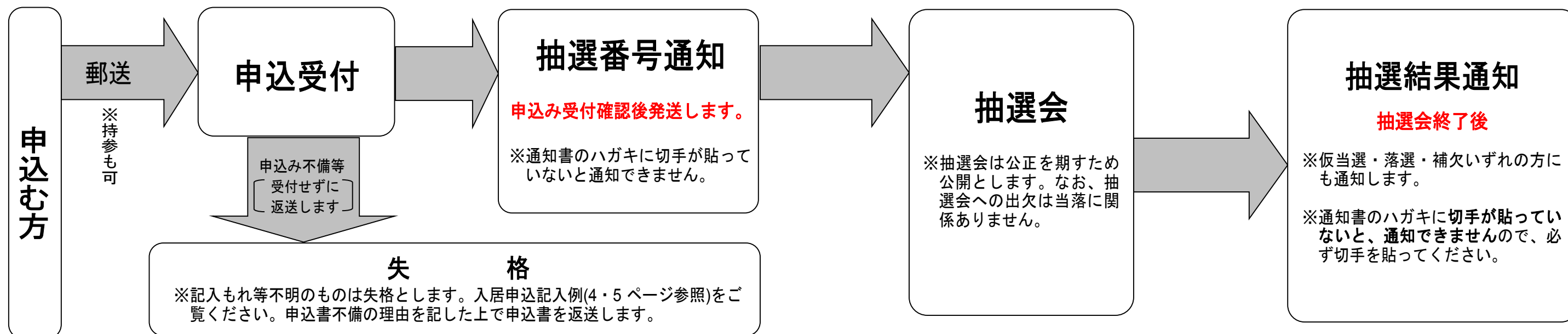
2 申込みから入居まで

原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

【申込受付におけるご了解および注意事項】

- ・申込書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集団地を確認したうえでお申し込みください。（1ページの「1-2 募集団地の確認」参照）
- ・申込書投函後の団地・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として棟・階数の指定はできません。

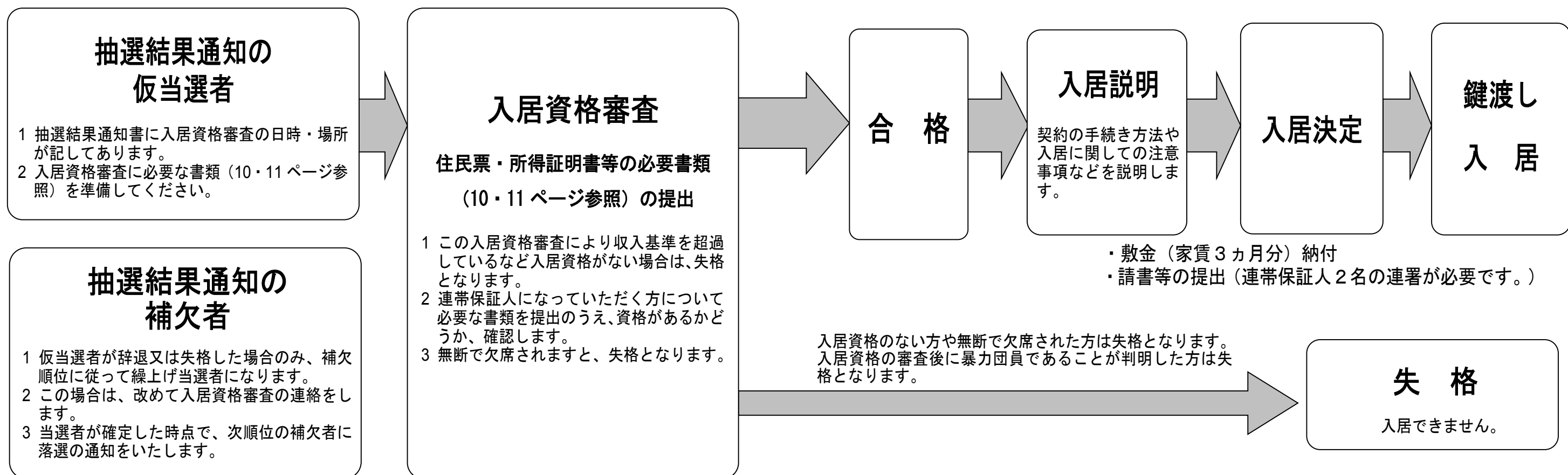
① 申込みから抽選まで



失 格
※記入もれ等不明のものは失格とします。入居申込記入例(4・5 ページ参照)をご覧ください。申込書不備の理由を記した上で申込書を返送します。

※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで



抽選結果通知の 補欠者

- 1 仮当選者が辞退又は失格した場合のみ、補欠順位に従って繰上げ当選者になります。
- 2 この場合は、改めて入居資格審査の連絡をします。
- 3 当選者が確定した時点で、次順位の補欠者に落選の通知をいたします。

3 入居申込記入例

※ 6ページの申込資格をご確認のうえ黒のボールペンで記入してください。

(表面)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日受付

市営住宅入居申込書

No. _____
掛川市長様
静岡県住宅供給公社 理事長様

市営住宅に入居したいので、掛川市営住宅管理条例第8条第1項の規定により申し込みます。
なお、私及び同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及び入居決定後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。また、私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

入居を希望する住宅	○ ○ 団地 (A) タイプ						
現住所	〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1 (アパート名 JKアパート ○○号) 電話番号 (0537) 21-1152 携帯 (090) 0000-0000						
ふりがな	すぎき たろう						
申込者氏名	鈴木太郎 ㊟						
入居する家族及び同居人	ふりがな	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名称(職業) 勤務先所在地・電話	収入額
	すぎき たろう	本人	男	T ㊟ H 00.00.00	45	〒436-0093 掛川市連雀1-5 (株) ○○ 建設(会社員) 電話 (000) 000 - 0000	128,000円
	すぎき はなこ	妻	女	T ㊟ H 00.00.00	43	〒 _____ _____ 業職	円
	すぎき いちろう	子	男	T・S ㊟ H 00.00.00	12	〒 _____ _____ 業職	円
	_____					〒 _____ _____	円
	_____					〒 _____ _____	円
	_____					〒 _____ _____	円
保証人	とどう きぶろう	妻の父	男	T ㊟ H 00.00.00	72	住所 掛川市西大淵100 電話 (000) 000 - 0000 勤務先 (株) ○○ 工務店	150,000円
	すぎき じろう	弟	男	T ㊟ H 00.00.00	42	住所 掛川市三俣620 電話 (000) 000 - 0000 勤務先 ○○ 商事(株)	130,000円

(裏面)

申込みの理由	具体的理由	詳細な理由
1 不良住宅	敷地排水不良・床湿潤・雨漏りが多い・老朽化により修理不能・非住宅	
2 間借り	他人住宅・親類住宅・友人住宅	
3 別居中	住宅がないため家族と別居中(県内・県外)	
4 設備不良	居室寝室設備・炊事設備・浴室・便所	
5 過密住居	1人当たり畳数(畳に換算して) 畳	
6 立退要求	提訴されている・立ち退き判決済・家主が他人に売却・書類又は口頭にて要求されている	
7 遠距離通勤	公共交通機関 分 徒歩 分	
8 過重家賃	月額 円(月収の %)	
9 結婚予定	年 月 日	
10 その他		
現住所の状況	区分	借家 社宅 間借り 公営住宅 自家 その他()
	住居の状況	居住室数(浴室、物入等を除く。) 室 各室畳数計
	勤務先への通勤状況	自宅から勤務先までの所要時間 時間 分
現住所の案内図		

(注) 申込みの理由の欄は、該当するものを○で囲み、詳細な理由を記入してください。

団地名は必ず記入してください。また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。(1ページ「1-2 募集団地の確認」参照)

電話番号は連絡する場合がありますので、正確に記入してください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください(「申込みの理由」「具体的理由」欄については複数可)。また、申込みの理由については詳細な理由を記入してください。

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額(概算でかまいません)を○印もしくは記入してください。同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。

保証人に予定している方2名の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額(概算でかまいません)を○印もしくは記入してください。

※ 申し込みの際は、申込書に抽選会・抽選結果の返信用ハガキ2枚をつけて、公社窓口へ郵送または持参してください。返信用ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。

4 申込資格

●申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(6)のすべてに該当する方。

- (1) 住宅に困窮している方。(自家を所有している方や公営住宅(県営・市営)に既に居住している方は原則として申込みできません。)
- (2) 次の①又は②の方
 - ①**現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、または不自然な世帯構成での申込みの方は申込みできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ②**下表の裁量世帯に関する要件の①～⑦のいずれかに該当する単身者の方(「単身可」の団地(タイプ)のみ)**
- (3) 申込者および同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
 - ①**一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
 - ②**裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
- (4) 申込者本人を含めた同居世帯員のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
- (5) 7ページに記載する連帯保証人2人がいる方
- (6) 国税又は地方税を滞納していない方。

上記の裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

裁 量 世 帯	<p>次の①～⑨のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none">①入居者及び同居者のいずれもが60歳以上である場合②身体障がいのある方(1級～4級)③精神障がいを有している方(1級～2級)④知的障がいを有している方(A判定・B判定)⑤戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6項症、または第1款症の方)⑥原子爆弾被爆者の認定を受けている方⑦引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方⑧ハンセン病療養所入所者等の方⑨同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯(平成24年4月2日以降に生まれた子)
------------------	---

5 申込書の記入方法等

4,5ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプをお選びください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**
- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**ですべて詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパートなどの場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込みの理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。抽選結果は公社ホームページにも掲載します(<http://www.sjkk.or.jp/>)。

7 入居資格審査（仮当選者）

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10 ページから 11 ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます（抽選結果通知書をご持参ください。）
※ 単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。
この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は14ページの「婚約証明書」に、原則として双方の親または媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**
※連帯保証人は、下記①～③のすべてに該当する方が2名必要です。
 - ①近隣市町村在住の親族で、申し込む世帯と同等の所得を有する保証能力のある方。
 - ②世帯及び家計を別にする方。
 - ③都道府県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅の入居者又は入居予定でない方。※連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者とともに一切の責任を負うこととなりますので、連帯保証人になっていただく方に十分説明をしてください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。
補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。ただし、**抽選日から起算して半年以内に補欠者が申し込んだタイプの住宅に空家が生じた場合は、補欠者の順位順にその住宅の入居を斡旋します**（入居を希望される場合は、入居資格審査を受けていただきます）。
なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格及び上記の斡旋を受ける権利を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します。（「**随時募集**」）。随時募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- 住宅の鍵をお渡しする（鍵渡し）前に『**敷金**』として**家賃の3ヵ月分**を納入していただきます。
- 鍵渡し時に契約書類等（連帯保証人が連署した請書を提出していただきます。）を確認し、不備等がなければ鍵をお渡します。**
- 市営住宅へは入居可能日から15日以内に入居していただきます。ただし、家賃は入居可能日から負担していただきます。また、入居後、すみやかに市営住宅に住民票を異動していただきます。

10 個人情報保護について

- 提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{l} \text{表1の特別} \\ \text{控除金額} \end{array} \right\}}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 } 158,000 \text{円以下であること}$$





所得区分表(一般世帯の方が申込できる所得月額)



所得区分	所得月額
1	104,000円以下
2	104,000円を超え 123,000円以下
3	123,000円を超え 139,000円以下
4	139,000円を超え 158,000円以下

所得区分表(裁量世帯に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込できます。)

所得区分	所得月額
5	158,000円を超え 186,000円以下
6	186,000円を超え 214,000円以下

<計算例>

ケース1	夫 給与収入 440万円 (所得金額 298万円)  妻 パート収入 60万円 (所得金額 0円)  子 17才  子 14才 	所得区分 3
$\frac{(298 \text{万円} + 0 \text{円}) - \{ (3 \text{人} \times 38 \text{万円}) + (1 \text{人} \times 25 \text{万円}) \}}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 } 132,500 \text{円}$		

ケース2	夫 年金収入 250万円 70才  妻 年金収入 60万円 68才 	所得区分 1
$\frac{(130 \text{万円} + 0 \text{円}) - (1 \text{人} \times 38 \text{万円})}{12 \text{ヶ月}} = \text{月額 } 76,666 \text{円}$		

別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

収入としないもの: 生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期返戻金、その他)

表1 年間所得額から差引く特別控除

寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、又は夫の生死が明らかでない女性。ただし、次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる女性 (1) 扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する女性 (2) 年間所得金額が500万円以下の女性(ただし、離婚による場合は扶養親族等を有する場合に限ります) 婚姻によらず母となり、現在も婚姻しておらず、扶養親族又はその生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する女性 	寡婦(夫)一人につきその人の所得から27万円
寡夫控除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、又は妻の生死が明らかでない男性。ただし、次の(1)・(2)のいずれにもあてはまる男性 (1) 生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する男性 (2) 年間所得金額が500万円以下の男性 婚姻によらず父となり、現在も婚姻しておらず、子供を扶養し合計所得500万円以下の男性 	〔本人の所得〕の範囲内
障害者控除(特別障害者控除)	申込者または同居親族及び扶養親族の中で、身体・精神に障がいがあり手帳を交付されている方(身体障がいのある方1~2級、精神障がい有している方1級、知的障がい有している方A判定)	一人につき27万円 〔一人につき40万円〕
老人扶養控除	70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	一人につき
老人配偶者控除	70歳以上の控除対象配偶者である方	10万円
特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき25万円

12 収入基準の早見表

※左のページ中 表1の特別控除対象者がいない場合です。

【収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額です。】

給与収入金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総収入金額(公的年金は除く)	一般世帯	所得区分 1	2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
		所得区分 2	2,044,000 ～	2,584,000 ～	3,128,000 ～	3,664,000 ～	4,136,000 ～	4,612,000 ～
			2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
		所得区分 3	2,368,000 ～	2,912,000 ～	3,452,000 ～	3,948,000 ～	4,424,000 ～	4,896,000 ～
	2,643,999		3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999	
	所得区分 4	2,644,000 ～	3,184,000 ～	3,712,000 ～	4,188,000 ～	4,664,000 ～	5,136,000 ～	
		2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	
	裁量世帯	所得区分 5	2,968,000 ～	3,512,000 ～	3,996,000 ～	4,472,000 ～	4,948,000 ～	5,424,000 ～
			3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999
		所得区分 6	3,448,000 ～	3,944,000 ～	4,416,000 ～	4,892,000 ～	5,368,000 ～	5,844,000 ～
			3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

【課税証明書の所得金額または源泉徴収票では給与所得控除後の金額です。(入居者全員の合算額)】

所得金額でみる早見表

		同居及び扶養親族 (本人を含む)						
		単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
年間総所得金額	一般世帯	所得区分 1	1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
		所得区分 2	1,248,001 ～	1,628,001 ～	2,008,001 ～	2,388,001 ～	2,768,001 ～	3,148,001 ～
			1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000
		所得区分 3	1,476,001 ～	1,856,001 ～	2,236,001 ～	2,616,001 ～	2,996,001 ～	3,376,001 ～
	1,668,000		2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000	
	所得区分 4	1,668,001 ～	2,048,001 ～	2,428,001 ～	2,808,001 ～	3,188,001 ～	3,568,001 ～	
		1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	
	裁量世帯	所得区分 5	1,896,001 ～	2,276,001 ～	2,656,001 ～	3,036,001 ～	3,416,001 ～	3,796,001 ～
			2,232,000	2,612,000	2,992,000	3,372,000	3,752,000	4,132,000
		所得区分 6	2,232,001 ～	2,612,001 ～	2,992,001 ～	3,372,001 ～	3,752,001 ～	4,132,001 ～
			2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

◎裁量世帯に該当する方のみ「所得区分 5、6」でも入居可能です。裁量世帯については 6 ページをご覧ください。

13 入居資格審査に必要な書類(公的証明の有効期間は3ヵ月以内です)

家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。

【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該 当 者		必 要 書 類 (申 込 日 現 在)
給与所得の方	平成29年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 5 健康保険証(家族全員のもの)
	平成29年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 収入証明書(現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。)
確定申告の方 (自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 確定申告書の写し 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 5 健康保険証(家族全員のもの)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 5 健康保険証(家族全員のもの)
(無収入の方 16歳以上の学生、 専業主婦も含む)	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 健康保険証(家族全員のもの) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">課税証明書の欄に¥0または*という表示を確認するため</div>
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 健康保険証(家族全員のもの) 5 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のどれか <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。</div>

【連帯保証人の書類】

連帯保証人の書類	1 市(町・村)民税・県民税課税証明書 ※ 市町村長が発行したもので、所得金額と課税金額の両方の記載があるもの 2 外国人の方に連帯保証人になっていただく場合は住民票 (残りの在留期間等の要件を確認するため) ※ 後日、契約時に印鑑証明書も必要になります。
----------	--

入居する方が下記に該当する場合は、左記の書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書（14 ページ） 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
公営住宅に住んでいる方	公営住宅居住証明書
外国人の方	在留カード

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※ マイナンバーの提出により入居資格審査に必要な書類の一部（市（町・村）民税・県民税課税証明書、障害者手帳、生活保護の受給証明）の提出が省略できるようになります。マイナンバーの利用を希望する場合、資格審査の前に必要な手続きがありますので、事前に必ずお問い合わせください。なお、マイナンバーの利用を希望する方以外は、住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

※ 提出された書類は一切お返しいたしません。

住 民 票

- 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。
- 世帯主との続柄記載があり、筆頭者及び本籍の記載されたもの。
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの。

市（町・村）民税 ・ 県 民 税 課 税 証 明 書

所得及び控除内容を証明する書類・市役所の市民税課に相当する部署で発行

平成 30 年 4 月 ～ 5 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度（最新のもの）

平成 30 年 6 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度（最新のもの）

◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

源 泉 徴 収 票

（勤務先が発行し、勤務先の社印または代表者印が押印してあるもの。）

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分

平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分

確 定 申 告 書

平成 30 年 4 月 ～ 12 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年分

平成 31 年 1 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年分

※ 確定申告を済ませた方 → 確定申告書の写し

※ 確定申告の済んでいない方 → 申告予定額の申告書

納 税 証 明 書

平成 30 年 4 月 ～ 9 月までの申し込みの場合 → 平成 29 年度

平成 30 年 10 月 ～ 平成 31 年 3 月 〃 → 平成 30 年度（最新のもの）

◎当該年 1 月 1 日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

※ 入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

14 入居に関する留意事項

備品の設置等

団地名	浴槽	浴室給湯	流し給湯	換気扇	網戸	ガス	駐車場(有料)	照明器具
和田	有	有	なし	有	有	プロパン	なし	各自持込
吉岡	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
宮脇第2(1号棟)	有	有	有	有	有	都市ガス	有	
宮脇第2(2号棟)	有	ユニットバス	有	有	有	都市ガス	有	
原川(A・B棟)	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
大池第3・第4	有	有	なし	有	有	プロパン	有 なし	
大池第5	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	なし	
大池第6	有	有	有	有	有	プロパン	なし	
千浜西(A・B棟)	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
三俣(E棟)	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
沢上	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
暦	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
原谷第2	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
十九首	有	有	なし	有	有	都市ガス	有	
仁藤	有	有	なし	有	有	都市ガス	有	

1. 入居者が負担する費用

- ① 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - ② 入居者の故意過失又は損耗による修繕費(ガラス破損、水道パッキン取替等)
 - ③ 各団地自治会で維持管理する共同施設の維持管理に要する費用(各自治会で経理)
- ※ 退去時には、全ての畳・襖(張替え等)の修理費を負担していただきます(敷金から充当)

2. 市営住宅明渡し請求について

市の定める入居条件に違反又は以下のいずれかに該当した場合には、市営住宅の明渡しを請求します。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3か月分以上滞納したとき
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に棄損したとき
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき
- (5) 市営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (6) 市営住宅を他の用途に使用したり、許可なく模様替え又は増築したとき
- (7) 入居承継及び同居の申請を怠った者

3. 収入申告と家賃変更等について

- (1) 毎年7月頃に世帯員全員の収入の申告をしていただきます。収入申告に基づき、その翌年からの家賃が決定されます。
- (2) 収入額が高くなれば、それに応じて家賃も上がります。また、一定額を超える高額所得者に該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求します。
- (3) 収入の申告がない場合には、近傍の民間賃貸住宅並みの家賃(近傍同種の家賃)となりますので、必ず申告をしてください。

4. ペット類の飼育禁止について

ペットの飼育については、トラブル防止のため禁止します。

5. 駐車場について

有料駐車場のある団地は、駐車場賃貸借契約を行うことにより駐車することができます。原則1台分の車庫証明を発行します。なお、有料駐車場のない団地は、車庫証明は発行できません。

収入証明書 (市営住宅申込用)

前年1月以降に転・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

氏 名						
職 種						
勤務または営業開始年月日	年	月	日	より		
・給与所得者は支払金額(支払った給与等から課税されない金額を除いた額) (賞与は賞与欄に) ・給与所得者以外の方は前年1年間分の所得金額					} を記入してください。	
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		年	月分	円
年	月分	円		小	計	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		賞 与	月分	円
年	月分	円		合	計	円

扶 養 親 族	フリガナ	続 柄	性 別	生年月日	年 齢
	氏 名				

上記の通り相違ない事を証明します。

年 月 日

支 払 者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者氏名)

電 話 番 号

()

㊞

婚 約 証 明 書

年 月 日

掛 川 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

婚約者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

下記の者は、 年 月 日結婚予定者であることを証明します。
入居決定しだいで結婚する

記

申込者 住 所 (電話) ()

氏 名

婚約者 住 所 (電話) ()

氏 名

誓 約 書

年 月 日

掛 川 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者氏名 (印)

婚約者氏名 (印)

市営住宅への入居が決定した時は、市の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。

※1人が両方の証明者になることはできません。

※申込者及び証明者が親子であっても、同一の印は認められません。

市営住宅一覧表①

(単位:円)

団地名	所在地	タイプ	竣工年度	全体戸数	戸数	単身申込	階数	専有面積(m ²)	間取り	家賃						駐車料金	共益費
										I	II	III	IV	V	VI		
ハラヤ ダイニ 原谷第2	〒436-0111 掛川市本郷572番地の1	A	H18	77	6	可	3	39.52	6・DK	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500	2,160	3,000
		B			2	可	3	57.55	6・6・DK	27,100	31,200	35,700	40,300	46,100	53,200		
		C (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	27,100	31,200	35,700	40,300	46,100	53,200		
		D			9		3	78.15	6・7・LDK	36,800	42,500	48,600	54,800	62,600	72,200		
		E			6		3	78.15	6・7・7・DK	36,800	42,500	48,600	54,800	62,600	72,200		
		F			4	可	3	39.52	6・DK	18,600	21,400	24,500	27,700	31,600	36,500		
		G			2	可	3	57.55	6・6・DK	27,100	31,200	35,700	40,300	46,100	53,200		
		H (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	27,100	31,200	35,700	40,300	46,100	53,200		
		I			12		3	78.15	6・7・LDK	36,800	42,500	48,600	54,800	62,600	72,200		
		J			7		3	78.15	6・7・7・DK	36,800	42,500	48,600	54,800	62,600	72,200		
	〒436-0111 掛川市本郷588番地の2	K	H20		6	可	3	38.62	6・DK	18,300	21,100	24,200	27,300	31,200	36,000		
		L			5	可	3	56.65	6・6・DK	26,900	31,000	35,500	40,000	45,700	52,800		
		M (車椅子)			1	可	3	56.65	6・6・DK	26,900	31,000	35,500	40,000	45,700	52,800		
		N			6		3	77.25	6・7・LDK	36,700	42,300	48,400	54,600	62,400	72,000		
O		9			3	77.25	6・7・7・DK	36,700	42,300	48,400	54,600	62,400	72,000				
ワダ 和田	〒436-0015 掛川市和田108番地の2		S50	24	24	可	4	51.68	6・6・4.5・DK	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	-	自治会
ヨシオカ 吉岡	〒436-0115 掛川市吉岡215番地の1	A	S51	88	32	可	4	51.68	6・6・4.5・DK	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,900	2,160	3,000
		B	S52		32	可	4	51.68	6・6・4.5・DK	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300		
		C	S53		24	可	4	56.85	6・6・4.5・DK	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700		

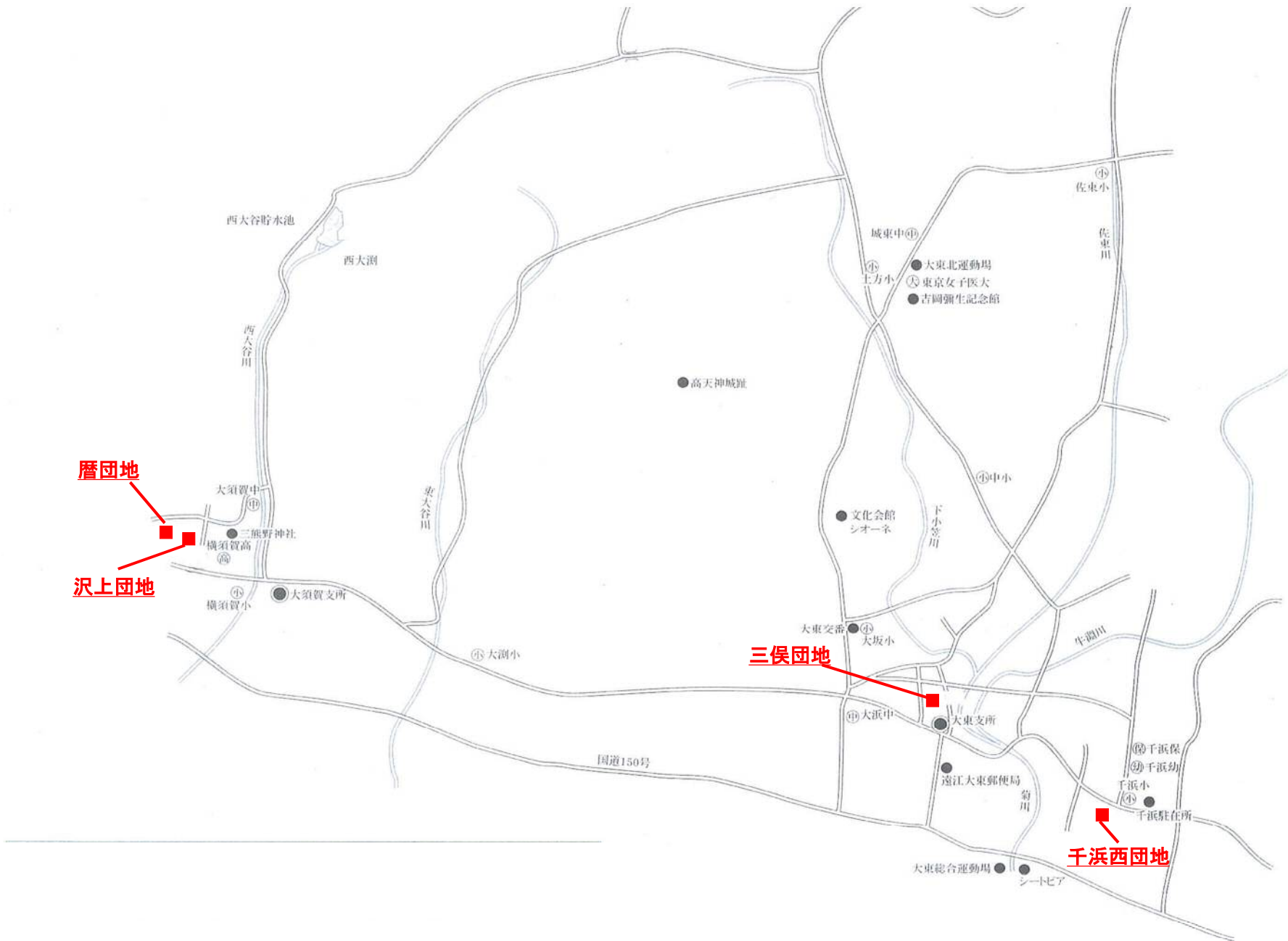
市営住宅一覧表②

(単位:円)

団地名	所在地	タイプ	竣工年度	全体戸数	戸数	単身申込	階数	専有面積(m ²)	間取り	家賃						駐車料金	共益費
										I	II	III	IV	V	VI		
オオイケダイサン 大池第3	〒436-0047 掛川市長谷38番地の1		S54	12	12	可	3	56.47	6・6・4.5・DK	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800	2,160	3,000
オオイケダイヨン 大池第4	〒436-0043 掛川市大池934番地の6		S55	18	18	可	3	60.26	6・6・4.5・DK	20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700	-	3,000
オオイケダイゴ 大池第5	〒436-0043 掛川市大池3021番地の2		S59	12	12		3	62.77	6・6・6・DK	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	-	
オオイケダイロク 大池第6	〒436-0047 掛川市長谷360番地の1		S60	18	18		3	62.77	6・6・6・DK	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	-	
ミヤワキダイニ 宮脇第2	〒436-0086 掛川市宮脇1丁目4番地の1	A	H1	30	18		3	62.77	6・6・6・DK	24,300	28,000	32,000	36,100	41,300	47,700	2,160	3,000
		B	H2		12	3	62.77	6・6・6・DK	25,100	28,900	33,100	37,300	42,700	49,300			
ハラカワ 原川	〒436-0038 掛川市領家1607番地	A	H3	36	24		4	65.35	6・6・洋・DK	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	2,160	3,000
		B	H5		12	3	65.35	6・6・洋・DK	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300			
チハマニシ 千浜西	〒437-1412 掛川市千浜4915番地	A	H16	30	10		3	61.67	6・7・LDK	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600	3,240	3,000
		B (車椅子)			2	3	61.67	6・7・LDK	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600			
		C			12	3	66.22	6・7・LDK	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800			
		D			6	3	66.22	6・7・7・DK	23,300	26,900	30,800	34,700	39,700	45,800			
ミツマタ 三俣	〒437-1416 掛川市三俣843番地		S48	24	24	可	4	44.58	6・4.5・3・DK	9,700	11,200	12,800	14,400	16,500	19,000	1,080~ 2,160	自治会
サワカミ 沢上	〒437-1304 掛川市西大淵5525番地の1		S59	10	10		2	62.29	6・6・4.5・DK	16,200	18,600	21,300	24,100	27,500	31,700	2,160	自治会
コヨミ 暦	〒437-1304 掛川市西大淵5527番地		H1	12	12		3	64.82	6・6・6・DK	19,300	22,300	25,500	28,700	32,800	37,900	2,160	自治会
ジュウクシュ 十九首	〒436-0043 掛川市大池1445番地の1	A	S54	42	24	可	4	60.26	6・6・4.5・DK	21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	39,000	3,240	3,000
		B	S55		18	可	3	60.26	6・6・4.5・DK	21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	42,400		
ニトウ 仁藤	〒436-0071 掛川市仁藤町4番地の5	A	H1	32	24		3	62.95	6・6・6・DK	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	3,240	3,000
		B			8	4	64.68	6・6・7・DK	26,700	30,800	35,200	39,700	45,400	52,400			

掛川市の公的賃貸住宅位置図





厩団地

沢上団地

三俣団地

千浜西団地

西大谷貯水池

西大湖

西大谷川

妻大谷川

国道150号

城東中

上方小

●大東北運動場
○東京女子医大
●吉岡彌生記念館

佐東小

佐東川

中小

●文化会館
シオーネ

下小笠川

大東交番

大坂小

牛淵川

大湖小

大浜中

大東支所

遠江大東郵便局

菊川

千浜保幼

千浜小

千浜駐在所

大東総合運動場
シートピア